所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成24年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1		1	2	1	1	1	4	4	2	1
	治療日数		7		2	9	3	1	1	8	18	7	3
尿路感染症	人数	7	10	6	4	9	10	4	7	7	8	2	2
	治療日数	36	53	24	20	45	52	23	37	46	42	11	9
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

へ

診断名／年月		平成25年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1		2	3		2				1	
	治療日数		7		6	19		6				1	
尿路感染症	人数	6	5	3	1	4	7	4	5	6	6	6	6
	治療日数	31	13	16	7	25	42	19	26	25	33	25	28
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成26年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1				2	2		1	1		2
	治療日数		4				11	3		3	3		6
尿路感染症	人数	9	10	3	6	1	3	4	5	3			3
	治療日数	53	47	9	34	7	19	22	21	15			19
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成27年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	2	2	2	6	1	1	1	1	4	1
	治療日数	3	2	4	8	8	25	6	2	3	7	24	2
尿路感染症	人数	3	2	2	4	2		2		1	3		4
	治療日数	13	11	3	22	8		9		5	14		19
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成28年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2							1				
	治療日数	12							6				
尿路感染症	人数	3	1	2	2	2	3	1	4	3	2		1
	治療日数	14	1	10	11	6	18	3	17	16	9		6
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	3	3		3		3	2	3	5	1
	治療日数	2	2	21	13		21		10	13	10	28	5
尿路感染症	人数	2	4	4	3	4	4	3	2			1	1
	治療日数	19	21	18	9	12	22	11	13			2	5
帯状疱疹	人数												
	治療日数												

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1．対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2．上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3．診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5．算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		平成30年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	2	0	2	0	2	0	0	3	0	0	0
	治療日数	3	6	0	16	0	8	0	0	21	0	0	0
尿路感染症	人数	5	4	1	0	2	1	1	3	0	0	1	1
	治療日数	19	11	5	0	8	4	1	11	0	0	3	1
帯状疱疹	人数												
	治療日数												